

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会議の名称	令和元年度（2019年度）第1回 枚方市NPO活動応援基金支援審査会	
開催日時	令和元年（2019年） 8月8日（木）	午後3時30分から 午後5時00分まで
開催場所	枚方市民会館 3階 第1会議室	
出席者	会 長：海老原智子委員 副会長：山田裕子委員 委 員：佐井英子委員、津浦啓子委員、宮井淳委員	
欠席者	的場信敬委員	
案 件 名	1. 支援対象団体の登録について 2. その他	
提出された資料等の名称	資料① 令和元年度（2019年度）枚方市NPO活動応援基金 支援対象団体登録申請状況 資料② 団体登録簿・前事業年度の事業報告書・前事業年度の活動計算書（決算） 1. 愛の家 2. ハーモニークラブ 3. えほんのお部屋ひまわり畑 4. 夢・わくわくFIELD 資料③ 枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱 資料④ NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱の取り扱い方針	
決 定 事 項	登録申請13法人（新規4法人、更新9法人）について、全法人を支援対象団体とする。	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表	
傍聴者の数	0人	
所管部署 (事務局)	市民安全部 市民活動課	

審 議 内 容

○海老原会長

それでは定刻となりましたので、これより令和元年度第1回枚方市NPO活動応援基金支援審査会を開催いたします。

本日は、ご多忙のところ、ご出席頂きましてありがとうございます。

それでは案件に入る前に、委員の出席状況について事務局より報告願います。

○事務局

本日は、委員6名中5名の出席を頂いており、委員の過半数に達しておりますので、枚方市附属機関条例第5条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告させていただきます。

ここで、新しい委員についてご紹介いたします。枚方市コミュニティ連絡協議会から選出されておりました恵阪委員が6月16日付けで辞任されたことに伴い、後任として津浦委員が就任されました。よろしくお願いたします。

○津浦委員

よろしくお願いたします。

○事務局

次に、本審査会の公開・非公開についてご説明いたします。本市では、会議の公開・非公開について、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程を定めており、第3条で、審査会の会議は特別な場合を除き、原則、公開するものとしております。

なお、審査会の会議の「公開」または「非公開」の決定は、当該会議に諮って行うものとされております。

○海老原会長

それでは、今回の審査会は「公開」することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

審査会について、「公開」と決定します。

○事務局

会議録の作成についても、同様に同規程第6条に定められており、第7条において、「公表」または「非公表」の決定も、当該会議に諮って行うものとされております。

○海老原会長

会議録についても、「公開」することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは会議録について、「公開」と決定します。傍聴者はありませんので、このまま進めます。

それでは、案件に入ります前に配布資料の確認及び本日の予定について、事務局から説明願います。

○事務局

それでは、案件に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

(配布資料の説明)

本日の案件は、

(1) 支援対象団体の登録について

(2) その他

を予定しています。

海老原会長、宜しくお願いします。

○海老原会長

では、「案件(1) 支援対象団体の登録について」に入ります。まず事務局より、登録団体についての説明を資料に沿ってお願いします。なお、新規登録団体については4団体分を一括して説明を聞いた後に、審議に移ることとしたいと思います。

○事務局

それでは、支援対象団体の登録申請状況について、お手元の資料①「令和元年度(2019年度) 枚方市NPO活動応援基金 支援対象団体登録申請状況」に沿って説明いたします。まず「1. 申請団体数」ですが、7月19日を期限として支援対象団体の登録募集を行ったところ、新規登録に4団体、更新に9団体の申請がありました。申請があった団体の活動分野別の内訳は資料の「2. 活動分野別(基金分野)」のとおりです。

続きまして、新規登録の4団体について、3. 団体一覧の順に沿ってご説明いたします。

1団体目は、「愛の家」です。お手元の資料②-1をあわせてご覧下さい。この法人は、地域の高齢者などに対し、生活支援や福祉有償運送などの福祉サービスを提供している法人です。提出された団体登録申請書によると、主たる事務所の所在地は枚方市牧野本町であり、運営総経費のうち特定非営利活動が占める割合は、100%となっています。事業報告書等からは枚方市内にて各種事業を実施していることがわかります。

続きまして、2団体目の説明をさせていただきます。2団体目は、「ハーモニッククラブ」です。この法人は、「えほんライブ」というオリジナルの芸術公演やワークショップ、セミナー等の開催に係る事業を行い、自己や他者を受け入れ認める意識を育む情操教育に寄与することを目的とし活動している法人です。

この法人の設立日は、平成31年3月18日で、設立して間もない法人でありましたので、事業年度の途中ではありますが、設立から現在に至る活動状況を事業報告書及び活動計算書を参考に提出いただきました。提出された団体登録申請書によると、主たる事務所の所在地は枚方市大垣内町であり、運営総経費のうち特定非営利活動が占める割合は、100%となっています。また、事業報告書等から、主として枚方市内において活動されていることが読み取ることが出来ます。

3団体目は、「えほんのお部屋ひまわり畑」です。この法人は、絵本の読み聞かせや、小学生が放課後に自由に利用できるスペースや子ども食堂の運営、また一時預かり保育事業を実施する法人です。この法人につきましても、設立日が平成30年12月

12 日と、設立して間もない法人であります。提出された団体登録申請書によると、主たる事務所の所在地は、枚方市香里ヶ丘であり、運営総経費のうち特定非営利活動が占める割合は、100%となっています。また平成 31 年度は枚方市よりふれあいルーム及び子ども食堂に関する補助金を交付されています。事業報告書等からは主として枚方市内において法人格取得以前から活動されていることが読み取ることが出来ます。

4 団体目は、「夢・わくわく F I E L D」です。この法人は、青少年に対してサッカーやフットサルを中心としてヨガ体操やダンス、カポエラ等のスポーツ教室などを開催することにより、子どもへの健全育成及び地域住民の保健体育の向上に寄与している法人です。

提出された団体登録申請書によると、主たる事務所の所在地は枚方市出口であり、運営総経費のうち特定非営利活動が占める割合は、100%となっています。事業報告書等からは枚方市内にて各種教室を開催していることがわかります。

新規登録 4 団体の説明は以上です。

○海老原会長

それでは審査に移ります。まず新規登録の 4 団体から提出された資料については、規程どおり提出されているということでしょうか。

○事務局

はい。提出された資料の過不足等については事務局にてあらかじめ確認をしております。

○海老原会長

それでは順番に「愛の家」から、何かご意見等ございますでしょうか。

○山田副会長

全体についての質問です。「団体登録申請書」についてですが、「本申請にかかる書類については、ホームページ等で、一般公開することについて同意します。」とありますが、どの程度までホームページにて公開する予定ですか。

○事務局

審査会の内容についてのホームページ掲載には、団体登録された団体名等のみ掲載していますが、会議録に付随する審査会資料ということでは、本資料はホームページに掲載する予定です。

○山田副会長

役員や社員の住所等が掲載されていることが気になっています。個人情報ですので今後は審議会資料においても黒塗り等で提示する方がよいのではないのでしょうか。

○海老原会長

理事の住所等については謄本に掲載されているので公開されているものと解釈してもよいと思いますが、社員の住所等については謄本にも掲載されていません。

○山田副会長

以前は団体登録簿・事業報告書・決算書だけの年度もありましたが、今回のように他の添付書類も審議会資料として用意してくれた方が審議しやすいと思います。

○事務局

登録団体からは了承をいただいておりますが、審査会資料としてホームページに掲載する際には、個人情報に留意して掲載するように考えます。

○山田副会長

登記においても最近では代表理事のみの登記が多いです。代表理事の個人宅が主たる事務所になっている場合もあると思いますが、その場合は、あくまでも事務所の所在地であるということで問題はないと思います。全体として気になったのはその点です。

○事務局

ありがとうございます。

○山田副会長

「愛の家」についてですが、団体登録簿には「街かどデイハウス」を運営されていると記載されてありますが、事業報告及び活動計算書また事業計画及び予算書の資料に記載されていません。これはどういう理由があるのでしょうか。

○事務局

「街かどデイハウス」はNPO法人ではなく、任意団体として実施されています。NPO法人として現在実施している事業は、「福祉有償運送事業」と「高齢者等の生活支援を行うサポート事業」の2事業ということです。任意団体で実施する事業とNPOで実施する事業が分けられているとのこと。

○山田副会長

「街かどデイハウス」はNPO法人でも実施できるのではないのでしょうか。実施しない理由はどのようなことでしょうか。

○事務局

おそらく「福祉有償運送事業」を実施する際に、NPO法人の法人格を取得されたのではないかと考えます。

○山田副会長

定款の事業名として「街かどデイハウス事業」と記載しているので、実施していないとおかしいのではないのでしょうか。

○事務局

今後「街かどデイハウス事業」もNPO法人での実施に向けて進んでいくところではないかと考えています。過渡期にあるのではないのでしょうか。

○山田副会長

「街かどデイハウス事業」には市からの補助金もでていると思います。別団体として実施していますが、実態は同一団体として活動していることも想定されます。書類上では異なる団体として管理することで、矛盾や不都合がでてくると思います。「街かどデイハウス事業」を法人の定款に記載していないのであれば問題ないと思いますが、「街かどデイハウス事業」を実施すると定款に記載されています。他の実施事業との相乗効果を出していただくためにも、今後、団体を一本化していく方が良いと基

本的には思います。ただし、その点は今回の基金への登録には支障があるものではないと思います。

○事務局

今回の審査結果を各法人に通知する際に、審査会の中で出た意見は各法人に対して伝えさせていただきます。

○海老原会長

他に何かご意見はありますか。

○佐井委員

団体登録簿の表面の「スタッフの構成」について、常勤有給スタッフは0人でボランティアは10人となっています。「街かどデイハウス」を実施している団体には常勤有給スタッフがいて、福祉有償運送事業にも関わっている可能性がありますよね。ボランティアスタッフだけではなかなか運営は難しいでしょう。

○海老原会長

活動計算書にも、人件費は0円となっていますね。

○佐井委員

実際は「街かどデイハウス」の人がボランティアの人たちをまとめたりする仕事をしているのではないのでしょうか。

○山田副会長

活動計算書からは「街かどデイハウス事業」に有給の方がいるかどうかは、読み取ることにはできないのです。全体の一部だけがここに記載されているだけなので、全体としての実態はわからない。佐井委員のおっしゃるとおり「街かどデイハウス事業」に関わっている方が、お手伝いをされているかもしれません。

○佐井委員

この資料ですと、組織マネジメントとして適正かどうかの判断が難しいなと思ってしまいます。

○海老原会長

活動計算書では年間で60万円の収益があって、人件費の支出は無く、27万円の利益がでています。また活動予算書では、「福祉有償運送」の収益が前年は60万円であったのに対して今年は20万円を計上したうえで利益が出るという予算書になっている。そして今回の団体登録申請の理由が資金調達のためというので、辻褄があっていない印象を受けていましたが、ここまでの「街かどデイハウス事業」の話で理解できました。全体事業のうち一部だけがNPO法人として記載されているので複雑になっています。他のすばらしい事業もNPO法人として実施すればもちろん補助の対象となってくると思いますので、これだけで基金への登録を認めないというわけでは勿論ありません。しかし組織としての運営がまだまだという印象です。

○佐井委員

正会員の会費においても、予算書と活動計算書の間で矛盾があります。故意に不正をしているわけではないが、団体間で振り分けているので矛盾がでてくるのだと思い

ます。信頼性に乏しい印象を受けてしまいます。

○海老原会長

単に会計についての基礎知識がないので、矛盾がでてしまっているのでしょうか。

○佐井委員

市からの補助金を申請しようとするのなら、少なくとも計算書はきちんとしたものを作っていく必要があるのではないのでしょうか。

○山田副会長

2018年度の計算書では会費は0円となっているが、2019年度の予算書では会費が計上されているのはどうしてでしょうか。

○事務局

2018年度については、会費を集められなかったと聞いています。

○山田副会長

集められていないにしても一人分も入っていないのはおかしいのではないのでしょうか。少なくとも理事等については会費を払っているのではないのでしょうか。社員になっている可能性は高いと思います。佐井委員が言われたように組織マネジメントを検討いただきたいと思います。

○海老原会長

全体の活動があって、NPO法人として切り分けて報告書を作っているの、なかなかわかりづらいと思います。活動計算書は公に出ているので修正はなかなか難しいと思います。予算書は公にでているのでしょうか。

○事務局

団体の内部で総会等に諮られていると思いますが、市から公開する情報ではありません。

○海老原会長

定款に載っている事業については、NPO法人で実施してもらって、今までの部分は仕方が無いにしても、今後、活動計算書に全体を入れていただいたほうがこちらも審査しやすいと思います。

○山田副会長

団体登録簿にも「街かどデイハウス事業」は記載されていますので。「街かどデイハウス事業」をはずしてこの団体の運営は成り立たないと思います。

○海老原会長

今後の活動計算書には「街かどデイハウス事業」をぜひ入れていただいたほうがよいと思います。他に適否について何かご意見はありますでしょうか。

書類等の要件は整っていますので、登録は認めるという方向でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、次に進みたいと思います。

2団体目の「ハーモニークラブ」について、ご意見等ございますでしょうか。

○山田副会長

この団体については、一度も事業年度が終了していない団体ということでよろしいでしょうか。

○事務局

そのとおりです。

○山田副会長

事業年度について枚方市の方針をお聞かせ願いたいのです。この法人は、4月から3月までの事業年度であると思いますが、設立後最初の年度が3月18日から次年の3月31日までとなっています。初年度の事業年度が12ヶ月を超えていますが、枚方市としては、1か月程度は猶予を与えているということでよろしいでしょうか。実は、滋賀県がそのようにしています。ところが、大阪府や大阪市は、3月18日の設立であればたとえ数週間でも、3月末で1期としているとのこと。

○事務局

方針として明確に打ち出しているものはありませんが、基本的には法人の定款によって事業年度を区切っていただき、総会等に諮っていただくものかと考えています。指導等までには至っておりません。

○山田副会長

枚方市はあくまでも定款に記載されている内容で認証しているということですね。その確認でした。今後、どのようにされようと考えていますか。

○事務局

本日いただいたご意見等を踏まえまして、今後検討させていただけたらと考えています。

○海老原会長

それでは、事業年度の点については、枚方市としての今後の検討課題として、それ以外の部分について、他にご意見等はありませんでしょうか。

○宮井委員

活動計算書は、まだ行政庁に提出していないものということでよろしいでしょうか。

○事務局

そのとおりです。

○宮井委員

「内閣府に提出した事業報告書・収支計算書を添付しなければならない」という登録団体要綱第3条第2項第3号は満たさないということにならないのでしょうか。事業年度がまだ終わっていないので。

○山田副会長

この要綱は任意団体の期間は関係あるのですか。

○事務局

任意団体の間には関係ありません。

○事務局

原則として要綱第3条第2項第3号を満たすように提出をお願いしているところではありますが、登録要件といたしまして、活動実績が1年に満たない団体を対象とするかどうかという議論を数年前の審査会でさせていただきました。その時に、活動実績が全く無い団体は論外ですが、数ヶ月でも枚方市における活動実態がわかる団体については、前向きに捉えて、登録を認めた事例がございます。

○宮井委員

過去に議論のうえでそれを認めた前例があれば、それに異論はありません。

○山田副会長

要綱第3条第2項第3号で「大阪府又は内閣府に提出した」という文言を「大阪府又は枚方市に提出した」に修正する必要がありますね。認定NPO法人の場合は大阪府ですし、それ以外の場合は枚方市に提出しますので。

○山田副会長

この団体の任意団体としての設立はいつでしょうか。任意団体として以前から活動しているようですが。

○事務局

詳細な年月はこの場ではわかりませんが、NPO法人になる以前から活動しております。法人のホームページにも活動実績が掲載されています。

○海老原会長

活動事業報告書に記載のある「イートンルーム」の所在地はどちらですか。

○事務局

法人の事務所でございます。

○山田副会長

代表の方は枚方の方ですが、他の方は枚方市外の方であるようですね。

○海老原会長

活動実績が1年に満たないので、仮の数字が多いことは気になりますが、活動も活発に行っているようです。他にご意見はございませんか。

それでは「ハーモニックラブ」について登録を認めるということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、登録を認めることで、次に進みたいと思います。

続きまして、「えほんのお部屋ひまわり畑」ですが、ご意見等ございますでしょうか。

こちらの団体も法人化してから日が浅いようです。

○山田副会長

枚方市では親子で通うような「集いの広場事業」のようなものは無いのでしょうか。

○事務局

「ふれあいルーム」という事業でしょうか。公共施設で絵本の読み聞かせを実施する事業です。

○山田副会長

絵本に限らず団体が場所を提供し、親子で参加する事業のことです。行政が委託事業や補助事業として実施する全国的な取り組みです。

○事務局

その事業であれば、名称は違いますが枚方市でも実施しています。保育所に通っている子に限らず、誰でも親子で通える事業を実施しています。保育所の運営法人等に委託して実施しています。

○山田副会長

この法人は、その事業を実施している団体ではないようですね。「えほんのお部屋」のような場所があるようですが代表の自宅でしょうか。

○津浦委員

代表の自宅ではないようですね。住所が違うようです。一軒家を借りて実施しているようです。

○山田副会長

一時預かりや子ども食堂も実施しているのですね。

○海老原会長

初年度であるはずですが、決算の活動計算書に前期正味財産増減額が記載されています。任意団体からのものでしょう。

○事務局

過年度損益修正益などに計上されるものであるかも知れません。

○海老原会長

登録団体としては認めということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、登録を認めることで次に進みたいと思います。

○山田副会長

基金への登録については問題ありませんが、設立間もない法人については提出書類等について、丁寧に指導してあげて欲しいと思います。最初で誤ってしまうと、そのままずっと進んでしまいますので、本来の考え方を教えてあげて欲しいと思います。活動は良いものですので、法人としてもっと活躍するためにマネジメント面をしっかりとって欲しいと思います。

○海老原会長

その点については、枚方市においてよろしく願います。

では、最後ですが「夢・わくわくFIELD」について、ご意見等ありますでしょうか。

この団体は資金調達が目的ではなく、社会的信用力の向上を登録理由として申請し

ています。今回新規登録団体の中では設立が一番古い団体です。

○山田副会長

活動計算書に計上されている地代というのは、どういうものでしょうか。

○海老原会長

親御さんの送迎用等のために駐車場代を何台か確保しているのかも知れません。

少し気になっている部分は、活動報告の計算書は 1,500 万円規模ですが、事業計算書予算書の数字は縮小してしまっています。書式も変わっています。予算書には会費が全く計上されていないので、事業費のみの予算書であると思います。

○事務局

事業費のみ予算書のようにです。

○山田副会長

法人の定款には事業計画及び活動予算を作成する、とありますので本来は作ってもらうべきと考えます。

○佐井委員

チラシなどを拝見すると、活動場所は枚方市内のようですが、参加する生徒は、枚方市民に限定はされていないようです。それは、かまわないのでしょうか。

○事務局

他市の方が入ることは、特段支障がないと考えています。

○佐井委員

この法人は、スポーツ教室では 1,200 万円ほど収入があるようです。もう少し安い会費だけで小学校のグラウンド等を使って運営している教室もありますが、こういう団体との差は無いのでしょうか。これぐらいの規模であればビジネスとして運営しているわけではないということでしょうか。

○事務局

活動計算書の当期収益差額の金額にそれほど多くの金額が記載されていないので、営利目的ではないと考えられます。

○佐井委員

人件費は 1,000 万円近く計上されています。完全にボランティアでやっている団体は年間数千円の会費で運営し、指導者も無報酬だと思います。そこと比較して、この法人はビジネスでは運営していないということになるのでしょうか。

○海老原会長

指導者にもプロの方を連れてこられるなど、スポーツの技術向上にもかなり力を入れている団体であるということではないでしょうか。

○佐井委員

登録に支障はないと考えていますが、そういう団体との違いをどのように考えればいいのかと思っています。

○事務局

民間の営利企業であれば利益が出た場合、利益を分配するかと思いますが、この法

人はNPO法人ですので営利を目的とせずに利益の分配はされないということと、翌年度に繰り越して特定非営利活動に活用することになりますので、その点では営利企業との区別はできると思います。

○佐井委員

おそらく給与とか講師料を膨らませれば、書面上で利益は出ない形にできると思います。

○海老原会長

役員報酬については、役員のうち3分の1以下の人数にしか支給できないという規程に反しなければ、NPO法人の要件を満たすことになっていますので、要件の範囲内であるといえるのではないかと思います。

○山田副会長

高額な会費でプロを育てるといようなことであれば、特定非営利活動ではないと言えることになるとと思いますが、人材育成のツールとしてのスポーツという考え方で取り組んでおられると思います。

○海老原会長

他にご意見はございませんか。それでは、「夢・わくわくFIELD」について登録を認めるということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、登録を認めるということで。新規の登録団体の審議については以上となります。

続きまして、事務局より登録更新申請団体の説明をお願いします。

○事務局

今年度の更新登録申請団体は9団体です。団体名称及び活動分野については、資料の「3. 団体一覧」をご覧ください。更新登録団体につきましては、資料として事業報告書等の配布しておりませんが、事務局において登録の要件を全て満たしていることを確認済みでございます。なお、申請資料につきましては、本日持参しておりますので、ご確認していただくことも可能です。

○海老原会長

何かご意見等ありますでしょうか。

更新登録団体は昨年度と同じでしょうか。

○事務局

申請書の提出期限までに間に合わなかった団体や、人員不足の為に登録を見送った団体等で更新申請を行わなかった団体が3団体ございました。

○海老原会長

更新登録申請団体については、昨年度と同様、事務局が登録の要件を満たしていることを確認したという前提で、更新を認めることとしたいと思いますが、異議ございませんか。

それでは、更新団体については、9団体全てを登録対象とすることとします。

○山田副会長

新しい登録団体には、新しい風を吹かせていただくことに期待したいですね。

○海老原会長

では、次の案件「(2) その他」について、事務局より何か報告事項等がありますか。

○事務局

平成 30 年度 N P O 活動応援基金助成事業補助金を交付した法人から年度末の事業報告を受け、この報告内容に基づき、補助金を減額した団体が 1 団体ありますので、この内容についてご報告させていただきます。補助金を減額し差額を返還した法人は、「つばさの会大阪」です。当初 79 万 4,800 円を交付額として交付いたしましたが、講演会の開催回数を 2 回から 1 回に見直した事等により、支出額の決算額が交付額を下回ったため、その差額について返還を求めました。返還額は、7 万 925 円で、法人から既に納付していただいております。なお、返還された補助金については、N P O 活動応援基金に再度積み立て、「つばさの会大阪」への団体希望寄附の残高として取扱います。

以上、事務局からの報告でございます。

○海老原会長

ただいま、事務局から「その他」案件での、「平成 30 年度 N P O 活動応援基金助成事業補助金の返還」について報告がありました。

これについて、ご質問はありますか。

○山田副会長

なぜ講演会が 1 回しか開催できなかったのでしょうか。

○事務局

講師のスケジュールの都合等であると思います。

○海老原会長

他に事務局から報告等ありますか。

○事務局

今年 11 月 30 日をもって、審査委員の任期が満了となります。今後、委員改選に向けた調整手続きを行っていきたいと思いますので、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。また、次回の支援審査会は委員改選後の 12 月初旬を予定しております。従前より委員の皆様から課題としていただいております「補助金制度の検証」を議題とさせていただきます。詳細につきましては、改めてご連絡させていただきます。

○海老原会長

他に何かございますか。

それでは、これをもちまして、令和元年度第 1 回枚方市 N P O 活動応援基金支援審査会を終了します。